

平成26年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年 9月19日
 招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
 開会(開議) 平成26年 9月19日(金) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 6番 平田文夫 議員 7番 齋藤幸廣 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	観光課長 吉田 隆
副町長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
教育長 山本 和博	農林水産課長 佐々木 千明
総務課長 大庭 孝久	上下水道課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	建設課長 春木 茂正
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 濱田 勉
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 藤川 芳人	五箇支所長 宮本 智幸
保健課長 長田 栄	都万支所長 田中 秀喜
環境課長 阿部 眞澄	財政係長 宇野 慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 2人

1、町長提出議案の題目

- 議 第 100 号 平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 101 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 102 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 103 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 104 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 105 号 平成 26 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 106 号 平成 26 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 第 107 号 平成 26 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 108 号 平成 26 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 109 号 平成 26 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 110 号 隠岐の島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 111 号 新町建設計画（隠岐の島町まちづくり計画）の一部変更について
- 議 第 112 号 隠岐の島町総合振興計画の一部変更について
- 議 第 113 号 町道路線の変更及び廃止について
- 議 第 114 号 工事請負契約の締結について〔北方集会所建設工事〕
- 議 第 115 号 工事請負変更契約の締結について〔伊後港西防波堤改良工事〕
- 議 第 116 号 物品購入契約の締結について〔中条デイサービスセンター介護浴槽〕
- 認定第 1 号 平成 25 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計歳入歳

出決算の認定について

認定第 4 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 25 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 25 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成 25 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について

認定第 10 号 平成 25 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成 25 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 平成 25 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13 号 平成 25 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 14 号 平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 26 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 6 番：平田文夫議員、7 番：齋藤幸廣議員を指名します。

日 程 第 2、会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの13日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から10月1日までの13日間に決定しました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成26年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものを、ご報告を申し上げます。

まず、この間、5つの県、市町村議会が行政視察に来られました。視察内容は、観光振興、定住促進、竹島問題、そして隠岐世界ジオパークと多岐にわたりましたが、町長を始め、担当課のご協力により無事対応をすることができました。今後ともよろしく願いいたします。

7月17日に、全国離島振興市町村議会議長会理事会・総会が東京都の全国町村議会議員会館で開催され出席いたしました。

総会では、役員を選任が行われ、凶らずも小職が副会長の職をお引き受けすることとなりました。あと、平成27年度離島の振興に関する要望について14項目が決議されました。

8月15日には、恒例の隠岐の島町成人式が隠岐島文化会館で挙行され、新成人125名の出席がありお祝いをいたしました。本町の将来を担う若者の今後の活躍に期待するところであります。

8月19日から21日にかけて、両常任委員会が行政視察に出かけました。総務教育民生常任委員会は、池田市と養父市を視察し、ふるさと納税事業の取組み、地域担当チーム制度による地域活性化の取組み、子育て支援の取組みを調査いたしました。

また、産業建設常任委員会には、私も同行させていただきました。視察先は、長浜市で、黒壁を中心とした中心市街地活性化の取組みについて調査いたしました。それぞれ大変実りのある視察となりました。両委員会の視察につきましては、後日委員長から報告があるものと思っております。

9月13日には、隠岐ジオ博シンポジウムに出席しました。これは、隠岐世界ジオパーク認定1周年を記念したイベントの一つであり、11月末までに様々なメニューが企画されており

ます。議員各位もこの機会に一度体験されるのもいいかと思えます。

続いて、去る6月定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

次に、「議員の派遣について」別紙のとおり派遣いたしましたのでご報告いたします。

最後に、9月12日の議会運営委員会までに4件の請願・陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」及び「町道中町中条線改良工事に伴う樺伐採に反対する要望」につきましては、議員の皆様への配付に留めることといたしましたのでご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

平成26年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

例年になく、今年は、夏の日照時間が非常に恵まれず稲の実入りが心配されたところがございますが、その夏も過ぎ去り少しずつ秋の訪れを感じさせてくれる今日この頃であるかと思えます。議員の皆様方には、益々ご壮健のご様子、先ずもってお慶びを申し上げます。

本日は、平成26年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にもかかわらずご出席をいただきありがとうございます。

近年は、いつ、どこで、どのような災害が発生してもおかしくない環境になってきております。

今年も広島市では、8月20日未明の記録的な豪雨によりまして、70名余もの尊い命が奪われるなど、多大な被害が発生をいたしました。

ここに被災をされた皆様へ心からお悔やみ、お見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復旧を願い、本町におきましても、できる限りの支援をしてまいりたいと考えているところであります。

さて、本議会は、平成 26 年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正、更には工事請負契約の締結、平成 25 年度決算認定案件など 31 件の諸議案をご提案させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、6 月に開催をいたしました第 2 回議会定例会以降の、主な事項につきましてご報告を申し上げます。

最初に、隠岐世界ジオパーク推進協議会の取組みについてご報告を申し上げます。

昨年、9 月 9 日に、世界ジオパークの認定を受け、その 1 周年記念事業といたしまして、9 月 1 日から 11 月 30 日の間を、「2014 隠岐ジオパーク博覧会」と銘打ち、スペシャルイベント、体験などの着地型ツアーの造成、フォトコンテスト、環境保全啓発としてのクリーン作戦などの事業に、今取り組んでいるところでございます。

今月 13 日には、隠岐島文化会館におきまして、スペシャルイベントの一つであります「世界が認めた隠岐の魅力 in 島後」と題した記念シンポジウムを開催させていただきました。

環境ジャーナリストの村田加寿子さん、黒曜石ミュージアム学芸員の大竹幸恵さん、日本ジオパーク委員会顧問の小泉武栄さんから、それぞれ隠岐の魅力につきましてのご講演をいただきました。

この後、9 月 21 日には、隠岐島文化会館におきまして隠岐伝統芸能祭り、10 月 18 日には、西ノ島町ノアホールにおきまして記念シンポジウムを開催いたしますので、皆様のご協力をお願いいたしますと思います。

次に、青少年の非行・被害防止及び社会を明るくする運動メッセージの伝達式について、ご報告を申し上げます。

7 月 2 日、内閣府の「青少年の非行・被害防止メッセージ伝達式」及び法務省の「社会を明るくする運動法務大臣メッセージ伝達式」が役場ふれあいセンターで行われ、隠岐の島警察署長から青少年の非行・被害防止メッセージを、また、隠岐地区保護司会長から社会を明るくする運動法務大臣メッセージの伝達を受けました。

本町といたしましても、青少年が、犯罪をおかさないよう、また、非行に陥らないよう、健全育成を地域社会で支えるなど関係団体と地域が一体となり活動を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、「夏季大阪ジェット便」の搭乗結果等につきまして、ご報告申し上げます。

ジェット機就航9年目を迎えました今年も、8月1日から8月31日までの1か月間、就航をいたしました。

機材は、昨年同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、台風接近によります2日間の2往復4便の欠航を除けば、あとは安定して運航されたところでございます。

本年も、搭乗率80パーセントを目標に掲げて、職員及び関係者一丸となって取組みを行いました。最終搭乗率は77.4パーセントと残念ながら目標を少し下回りましたが、それでもまあまあ結果を残すことができたかと思っております。対前年比では、搭乗率が5.3ポイント上回っており、4便の欠航がありながらも搭乗者数は29名の増となったところであります。

今期は、早期から団体の集客を積極的に仕掛け、過去にない順調な滑り出しでございましたが、短期決戦の難しさに加え、盆前後の販売方法等の課題も出てまいったかと思っております。

本年の結果をしっかりと分析し、就航10周年を迎える来年度に向けまして、就航期間の延長と、念願であります東京直行便の実現に向けて取組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

期間中、町民の皆様方を始め関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただきましたこと改めて感謝申し上げます。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿について、ご報告申し上げます。

7月30日から8月4日の間、第4回目となる大相撲八角部屋の隠岐合宿が開催されました。

今年はお案内のように、伊勢ノ海部屋との合同合宿となりまして、八角親方、伊勢ノ海親方及び隠岐の海関、勢関を始め、郷土力士6名の他、両部屋力士など総勢41名の方々にご来島いただきました。

今回は、歓迎会を島前海士町で開催をし、島前の皆様方とも交流を深め、ちびっこ相撲教室や福祉施設の訪問に加え、都万、五箇地区との交流会も行わせていただいたところであり。ご支援、ご協力いただきました島民の皆様方には、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。

現在、大相撲九月場所が開催されていますが、この隠岐合宿で培ったものを今場所の土俵で発揮をしてほしいものでございます。引き続き皆様方の応援をまたよろしくお願ひいたします。

続きまして、「国土交通大臣杯第7回全国離島交流中学生野球大会」につきまして、ご報告を申し上げます。

国土交通大臣杯第7回全国離島交流中学生野球大会が、8月18日から22日にかけて、新潟県佐渡市で全国の離島の代表23チームの参加によりまして盛大に開催されました。

本町からは、西郷中学校、西郷南中学校、五箇中学校の3年生12名で「隠岐の島あんやらず」を結成、全国の離島の仲間達との交流、そして優勝を目指し参加をいたしましたところがあります。

選手たちは、初戦は佐渡市選抜チームと対戦をし、先制点をとられながらも逆転勝利し、2回戦で「久米島イーグルス」と対戦をいたしました。残念ながら勝利をすることはできませんでした。

子どもたちは、この大会を通じ、一人ひとりが全国の離島がもつ役割や人々が離島に住む意味を考え、ふるさとのありがたさを改めて感じ、将来の「隠岐の島町」を担う若者へと成長していくものと期待しているところでございます。

特に、開会式から大会が終わるまで隠岐の中学生のきびきびとした態度、挨拶等の振る舞いに対し、村田名誉顧問からお褒めをいただくとともに特別賞を受賞させていただいたところでもあります。

この大会に向け6月末から諸準備を始め、隠岐の島町の代表として力いっぱいプレーした選手のみなさん、2か月にわたり熱心に選手を指導いただいた監督、コーチを始め、子どもたちを側面から支えていただきました保護者の皆様方に改めて感謝申し上げます。

最後に、「隠岐の島町教育委員会事業の点検・評価報告書」につきまして、ご報告を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」につきまして、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしてまいりますため、評価委員会の意見を添えて、議長へ提出をいたしました。内容につきましては、常任委員会におきまして所管課から説明をさせていただきます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6月の定例会以降、私が出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、行政報告に代えさせていただきます。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 100 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から議第 116 号「物品購入契約の締結について〔中条デイサービスセンター介護浴槽〕」までの 17 件と、認定第 1 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 14 件、計 31 件を一括して議題とします。

日 程 第 6、提案理由の説明

ただ今議題となりました 31 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

本日提案をいたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

議第 100 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から議第 109 号「平成 26 年度上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 10 件の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、議第 100 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 4 億 81 万 6,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 156 億 1,824 万 2,000 円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、ホテル MIYABI 改修事業、がんばる地域交付金及び地域の元気臨時交付金を活用した臨時経済対策事業、隠岐広域連合負担金に要する経費を補正計上をいたしております。

これらの財源につきましては、国・県補助金、地方債等の特定財源の他、繰越金を補正いたします。

さらに、普通交付税及び臨時財政対策債が確定をいたしましたので、併せて補正計上をいたします。また、「第 2 表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行っております。

次に、議第 101 号「平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、3,776 万 4,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 21

億1,296万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事異動に伴います人件費及び直営診療所への繰出金を減額をし、前年度療養給付費等に係る国庫補助金の精算によります償還金及び国保保健事業を増額するものでございます。

この財源につきましては、基金繰入金及び前年度繰越金を充当するものであります。

次に、議第102号「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は24万7,000円の減額でございまして、補正後の予算額を8,815万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、人件費の減額と、前年度医療施設等設備整備費補助金返還金及び血液凝固分析装置購入費を増額するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額いたしまして、繰越金を増額させていただくものであります。

次に、議第103号「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第2号）」について説明を申し上げます。歳入歳出予算の補正額は278万7,000円の追加でございまして、補正後の予算額を1億4,955万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、医師不在時における代診医派遣経費の増額、診療所のエアコンの故障に伴います修繕工事費及び血液凝固分析装置の購入費を増額するものであります。

この財源につきましては、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金を充当させていただくものであります。

次に、議第104号「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、671万4,000円の減額でございまして、補正後の予算額を、1億5,888万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費及び総合事務組合負担金の減額と臨時職員賃金及び備品購入費の増額であります。

財源につきましては、診療報酬及び事業勘定繰入金の減額と前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第105号「平成26年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は1,217万6,000円の追加でございます。補正後の予算額を6億1,057万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴います人件費の増額と、歌木簡易水道統合整備事

業につきまして、増圧ポンプの増設が必要となりました。また五箇簡易水道の認可設計業務につきまして、調査項目の追加が必要となりましたので増額をお願いするものであります。

財源につきましては、国庫補助金、地方債、一般会計繰入金及び一般財源であります。

また、「第2表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして限度額の変更を行っております。

次に、議第106号「平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、622万1,000円の追加です。補正後の予算額を12億3,390万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴います人件費の増額と、公共下水道施設のばっ気攪拌装置の異常によります管理費の増額、浄化槽整備事業の要望増加に対応するための増額及び公共下水道整備費における施設整備費の科目組替えをするものでございます。

財源につきましては、県支出金、地方債及び一般会計繰入金でございます。

また、「第2表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行っております。

次に、議第107号の「平成26年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、10万円の減額でございます。補正後の予算額を2,400万円とするものであります。

補正の主な内容は、職員手当の支給要件の異動により人件費を減額するものでございます。

財源につきましては、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議第108号「平成26年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は13万7,000円の追加でございます。補正後の予算額を3億5,273万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険料還付未払金及び還付加算金を実績によりまして、これを増額させていただくものであります。

この財源につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合からの給付金を充当するものでございます。

次に、議第109号の「平成26年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてでございますが、収益的予算(3条予算)の補正額は、収益的支出におきまして、363万3,000円の減額でございます。補正後の予算額を収益的支出で2億9,521万7,000円とするもの

であります。

補正の主な内容は、人事異動に伴います補正及び7月31日で退職をいたしました職員の人件費8か月分を減額し、臨時職員の経費7か月分を増額するものであります。

続きまして、議第110号「隠岐の島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正により、収入基準額が変更となりました。このため、本町の特定公共賃貸住宅の収入基準額を規則で定めるよう条例の一部を改正させていただくものであります。

次に、議第111号「新町建設計画（隠岐の島町まちづくり計画）の一部変更について」でございしますが、新町建設計画は、平成16年に隠岐島後町村合併協議会において策定され、計画期間を合併後10年間とし、各種事業の実施における財源として合併特例債を活用していたところであります。そのような中、東日本大震災後の合併市町村の実態に鑑み、合併特例債の発行できる期間を合併後10年間と言っていましたが5年間延びまして、これが15年間に延長する法改正が行われました。

今後、本町の事業計画におきましても、引き続き合併特例債の活用が見込まれますことから、本計画の期間を5年間延長し、平成31年度までの期間とする必要が生じました。「市町村の合併の特例に関する法律」第5条第7項の規定により議決を求めるものでございます。

次に、議第112号「隠岐の島町総合振興計画の一部変更について」でございしますが、本計画は、新町建設計画に基づき整合性を図りながら平成21年に策定され、その計画に基づきまして各種事業を展開してきたところであります。

この度、新町建設計画の期間延長に併せまして、これも5年間延長し、目標年次を平成31年度とするものでございます。

次に、議第113号「町道路線の変更及び廃止について」でございします。

まず、変更する路線でございますが西郷163号線、これは岬町の集会所の所から西田側の方に降りる道の路線でございます。リサイクルセンター整備時に一部廃止となっていた路線につきまして、これを短縮させていただくものであります。

磯36号線、磯62号線につきましては、これは町営住宅の宮の前団地の起終点変更に関するものでございますが、団地の造成によります団地内道路の改良のため、磯127号線から磯231号線までの5路線について、町道西田箕浦線道路改良によりまして、それぞれ路線の変更を行うものでございます。箕浦地区の道路の関係です。

都万 66 号線は河川改良に、都万 83 号線は県道の道路改良と河川改良に伴い、接道や重複によります区域変更や起終点の変更が生じたために、変更させていただくものであります。

次に、廃止する路線でございますが、西郷 27 号線、これは西町名田の入口笠岡商店の所から総合運動公園に上がる道関係ですが、隠岐の島町運動公園の整備に伴い、敷地内道路となっておりまして町道としての管理を行っておりません。今回そういったことで廃止をさせていただくものであります。

磯 114 号線は、リサイクルセンター整備に伴いまして廃道となっております。今回これを廃止処分させていただくものであります。

続きまして、議第 114 号から議第 116 号までの 3 件につきましては、工事請負契約、物品購入契約の締結に関する議案でございます。

まず、議第 114 号「工事請負契約の締結について〔北方集会所建設工事〕」についてご説明を申し上げます。

去る、9 月 5 日に 5 者によります指名競争入札を執行いたしました。徳畑建設株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額 5,940 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 115 号「工事請負変更契約の締結について〔伊後港西防波堤改良工事〕」でございますが、現地調査の結果、破損いたしました消波ブロック 2 個分を新たに製作据付する必要がある生じました。増工に伴います工事費の増額につきまして、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものでございます。

次に、議第 116 号「物品購入契約の締結について〔中条デイサービスセンター介護浴槽〕」でございますが、去る 8 月 26 日、3 者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社隠岐第一商事が落札をいたしましたので、同社と契約金額 822 万 9,600 円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号の「平成 25 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 14 号「平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 14 件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、決算書の調整を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付するものでございます。

また、財政健全化法によりまして、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類につ

いても監査委員の審査に付し、同法第3条の規定により監査委員の意見書を付けて当該比率を議会に報告させていただくものであります。

まず、一般会計決算の概要でございますが、歳入総額は162億3,243万8,676円、歳出総額は160億970万9,385円の決算となり、歳入歳出の差引額であります形式収支額は2億2,273万円余の黒字となり、次年度への繰越財源を控除いたしました実質収支額は2億1,832万円余の黒字となったところでございます。

続きまして、平成25年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明を申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より0.4ポイント改善し、87.8パーセントとなりました。このうち公債費の比率も、33.2パーセントから32.1パーセントと改善されております。

しかしながら、町財政の主要財源が地方交付税である本町にとりましては、その額で財政指標が左右されますことから、その動向に留意しつつ、更なる行財政改革の取組みが必要な状況に、今なお変わりはないところでございます。

また、地方債の残高につきましては、合併以降の新規発行抑制によりまして減少傾向にございましたが、平成25年度におきましては、隠岐広域連合における大規模事業や国の経済対策事業の実施に伴い、前年度比で3億円程度増額となり、235億5,897万円余りとなっております。

基金の残高につきましては、前年度比で4億6,757万円余り増額をし、48億9,387万円の残高となっております。

次に、各特別会計についてでございますが、厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保し、黒字決算とすることができたかと思えます。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書を始め、配付いたしました決算関係書類をご覧くださいようお願いを申し上げ、説明は省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。

次に、財政健全化法に基づきます判断比率でございますが、この判断比率には、財政状況をフロー的にみる、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及びストック的にみる将来的負担比率の四つの指標がございます。

このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の二つの比率につきましては、本町は、全会計で黒字決算でございますので、算定の対象外となっております。

実質公債比率につきましては、3 か年平均で表す指数が前年度の 17.2 パーセントから 16.4 パーセントへと 0.8 ポイント改善されております。

また、将来負担比率につきましては、基準数値 350 パーセントに対しまして、本町の比率は 95.7 パーセントでございます。昨年より 0.8 ポイント上昇いたしました。これは、一般会計地方債残高、公営企業債残高これは下水道及び広域連合の発行いたします地方債残高仁万の里の残高ですが、これが増となった結果によりまして 0.8 ポイント上昇したということがあります。

もう一点、公営企業における資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業がございます。資金不足になっておりませんことからこれも対象外であることを併せてご報告をしておきたいと思っております。

以上、31 件の諸議案についてご説明を申し上げました。何卒慎重ご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由」の説明を終わります。

日 程 第 7、決算審査報告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：大西代表監査 委員

○番外（代表監査委員 大西利明）

平成 25 年度一般会計及び特別会計の審査及び平成 26 年度定期監査を次のように実施いたしましたので、その結果及び意見・要望について報告いたします。

実施期間は、平成 26 年 8 月 25 日から 8 月 29 日の 5 日間実施いたしました。

審査及び監査対象会計件数は、一般会計が 1 件、特別会計が 12 件であります。

審査及び監査の状況ですが、決算審査につきましては、平成 25 年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いたしました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決

算書、同付属書類の計数はそれぞれ正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金及び有価証券等について、正確に処理及び整理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見につきましては、一般会計では予算額 165 億 6,001 万 8,000 円に対し、収入済額は 162 億 3,243 万 8,676 円で、収入率は 98.0 パーセントとなっております。

また、支出済額は、160 億 970 万 9,385 円で執行率は、96.7 パーセントとなっており、決算の結果は、2 億 2,272 万 9,291 円の剰余を生じております。

特別会計 12 件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしましては、予算の執行については、一般会計のみでなく各特別会計においても、徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思っております。

課題についてであります。町税並びに法令等に基づいて分担金、負担金及び使用料手数料等の滞納処理について、納税推進係を中心として徴収業務に努めていることについては評価するものではありませんが、滞納額は年々増加の傾向にあり、今後とも徴収業務に努力するよう望むものであります。

不納欠損処理についてであります。今年度は多額の処理がなされております。原因は徴収業務の法的解釈の誤りなどにより生じたものと確認いたしました。今後の徴収体制については、法的根拠に基づき適正な処理を行うよう努めていただきたい。

以上、平成 25 年度各会計決算書及び平成 26 年度定期監査の報告といたします。

続きまして、平成 25 年度上水道事業会計決算審査について報告をいたします。

審査日は、平成 26 年 7 月 8 日、1 日間審査をいたしました。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容について審査をいたしました。

審査の報告について、決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。また、予算の執行についても適正であったことを認めました。

審査意見といたしまして、決算審査を通じて上水道事業経営について意見を申し述べます。

本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経営を行うことを望むものであります。

営業収支についてであります。収益的収入関係では、給水収益は前年に比し 150 万円余りの増と、その他営業外収益が 160 万円の増となっております。収益的支出関係では、営業

費用の増、営業外費用の減などにより 360 万円余りの増となっておりますが、今年度は 93 万 6,000 円余りの赤字決算で年度を終えております。今年度末の累積欠損額は 3,001 万 6,000 円余りであります。

課題につきましては、水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進係と連携を図り、収納率の向上に努めていただきたい。

また、不納欠損については滞納者の実態調査など、不公平を生じないよう適正な処理に努めていただきたいと思っております。

以上、平成 25 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「決算審査報告」を終ります。

ただ今から、10 時 35 分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 20 分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 35 分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10 時 35 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10 時 35 分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 32 分 ）

日 程 第 8、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

9 月 22 日は、特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9 月 24 日、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 1 1 時 3 2 分)

以 下 余 白